

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongjiesanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、中国特許局の復審と無効審理部による2019年の復審・無効に関する統計データ

2020年2月25日、中国国家知識産権局特許局復審と無効審理部（元復審委員会）は、2019年の復審・無効に関する統計データを発表した。

2019年、特許局復審と無効審理部が受理した復審（拒絶査定不服審判、以下同じ）の請求件数は5.54万件であり、2018年より46%増となった。受理した無効審判の請求件数は6015件であり、2018年より15%増となり、11年連続増加している。また、復審と無効に関する行政訴訟の立件の件数は2161件であり、2018年よりやや増えた。

2019年、特許局復審と無効審理部が結審した復審および無効審判請求の件数はそれぞれ3.73万件、5327件であった。復審と無効に関する行政訴訟（注：審決取消訴訟）は1779件結審され、復審と無効審理部が訴訟当事者としての敗訴率が10.6%であり、去年よりやや減少した。

審判期間については、復審請求事件及び無効審判事件は平均的にそれぞれ11.8ヶ月、5ヶ月である。また、優先審査手続きで結審された復審請求の件数は90件であり、平均の審判期間は6.2ヶ月であり、結審された無効審判の件数は145件であり、平均の審判期間は4.8ヶ月である。

二、2019年度知的財産に関する技術契約の取引額が9286.9億元となった

中国科学技術部が、2019年度の中国全国技術市場取引に関するデータを直近発表した。知的財産に関する技術契約は167,463項に達し、取引額が9286.9億元であり、前年比137.7%増となり、中国全国の技術契約の取引総額の41.5%を占めた。そのうち、技術秘密に関する契約は87,763項であり、取引額が4673.2億元である。コンピュータソフトウェア著作権に関する契約は49,602項であり、取引額が1202.8億元であり、前年比36.8%増となった。

専利技術に関する契約は21,804項であり、取引額が3085.8億元であり、前年比47.3%増となった。

三、中国国家知識産権局の2020年度重点事業の発表

中国国家知識産権局は、3月5日に、2020年度の重点事業を発表した。そのうち、特に注目されるべきものを以下の通りご紹介する。

- ・知的財産権審査の品質と効率を向上し続け、年末までに高価値特許の特許出願の審査期間を16か月以内、商標出願の平均審査期間を4か月以内に短縮する。
- ・実用新案と意匠の審査の品質を向上する。
- ・特許審査と検索システムのAI化のアップグレードを推進する。
- ・多様なニーズを満たすように集中審査、優先審査、特許審査ハイウェイ、延期審査等の制度を完備する。
- ・非正常な特許出願（注：所謂同一出願人による内容が明らかに同一である出願や、先行技術をコピーした出願等）、悪意の商標出願や買いため登録を取り締まる長期的かつ有効な対策を構築する
- ・各地方政府の実用新案、意匠、商標出願の補助金や奨励金制度の全面的な廃止を推進する。
- ・知的財産運用を推進する。
- ・知的財産権の公共サービスを強化する。

四、中国国家知識産権局による2019年中国特許調査報告書の発表

中国国家知識産権局が、3月20日に2019年中国特許調査報告書を発表した。同報告書は2019年度の調査範囲には、中国国内25の省・自治区・直轄市の2018年末に有効特許を有する企業（外資系企業を含め）、大学、研究機関、個人、及びこれらの権利者が保有する特許、実用新案、意匠が含まれている。

報告書によると、知的財産権の保護が適切であると考えた権利者は、前年比10.2%増となり、知的財産権を厳格に保護する効果は権利者に認められ、権利侵害に関する違法コストの増加、知財保護環境の改善等において新しい成果を上げ、企業は知的財産権の保護ニーズが高まっている。

今回の報告書には、特許の運用、特許の保護、知的財産管理、知的財産サービス等の充実した内容が含まれている。

中国を取り巻く知財環境や中国企業の知財活動を知るための重要な参考資料となるため、詳細は、<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200309165140567125.pdf>を参照されたい。

以上

2020年4月2日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底及びリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区丸の内3-2-3丸の内二重橋ビル21階 〒100-0005

電話番号： +81 3-5218-6711(代表)

ファックス番号： +81 3-5218-6712

Eメール： malirong@cn.kwm.com